公益社団法人国民文化研究会定款

第一章　総　則

（名　称）

第一条　この法人は、公益社団法人国民文化研究会と称する。

（事務所）

第二条　この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区におく。

第二章　目的及び事業

（目　的）

第三条　この法人は、日本の長い歴史の中に蓄積された祖先の足跡を学び、国民各層への伝統文化の普及に努めるとともに、国内外で活躍する有為な青年の健全な育成を推進し、もって文化の振興並びに豊かな人間性の涵養に寄与することを目的とする。

（事　業）

第四条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一　全国各地に常設研修会の設置

二　合宿教室の実施

三　講演会及び座談会の開催

四　各種印刷物の発行

五　その他目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、日本全国において行う。

第三章　会　員

（法人の構成員）

第五条　この法人の会員は、次のとおりとする。

一　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

二　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第六条　この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、会費の額を明示して、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会　費）

第七条　正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会時及び毎年度、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。
2　賛助会員は、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第八条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）
第九条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、この法人はその総会の日の一週間前までにその会員に対して、その旨を書面でもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。
一　この定款その他の規則に違反したとき
二　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき
三　その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）
第十条　前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。
一　第七条の支払義務を五年以上履行しなかったとき。
二　当該会員が成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき。
三　当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
四　総正会員が同意したとき

第四章　総　会

（構　成）
第十一条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
2　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権　限）
第十二条　総会は、次の事項について決議する。
一　会員の除名
二　理事及び監事の選任又は解任
三　理事及び監事の報酬等の額並びにその支給基準
四　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
五　定款の変更
六　解散及び残余財産の処分
七　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第十三条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後三箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招　集）

第十四条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　総正会員の議決権の十分の一以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議　長）

第十五条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第十六条　総会における議決権は、正会員一名につき一個とする。議決権の行使においては、会費の多寡によって差を付けてはならない。

（決　議）

第十七条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

一　会員の除名

二　監事の解任

三　定款の変更

四　解散

五　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十九条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第十八条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第五章　役　員

（役　員）

第十九条　この法人に、次の役員を置く。

一　理事　五名以上十二名以内

二　監事　三名以内

2　理事のうち一名を理事長とし、理事長以外の理事のうち若干名を副理事長、若干名を常務理事とし

て置くことができる。

3 前項の理事長をもって、 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第二十条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2　理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互にその他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第二十一条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4　副理事長は、理事長を補佐する。

（監事の職務及び権限）

第二十二条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第二十三条　理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第十九条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二十四条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第二十五条　　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第六章　名誉会長等

（名誉会長）

第二十六条　この法人に名誉会長一名をおくことができる。

2　名誉会長は、理事会の議決を経て、正会員のうちから理事長が依頼する。

3　名誉会長は、この法人の目的達成のための助言協力をする。

4　名誉会長の報酬は、無償とする。

（顧　問）

第二十七条　この法人に、顧問を若干名おくことができる。

2　顧問は、次の各号に掲げる者のうちから理事会の議を経て理事長が依頼する。

一 役員・会員以外の有識者・協力者

二 理事退任者のうち、時に助言を求める者

3　顧問は、この法人の目的達成のための助言をする。

4　顧問の報酬は、無償とする。

（参　与）

第二十八条　この法人に参与を若干名おくことができる。

2　参与は、次の各号に掲げる者のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

一　理事を退任した者

二　正会員のうち本会に顕著な功績のあった者

3　参与は、適宜理事長に意見具申する。

4　参与の報酬は、無償とする。

第七章　理事会

（構　成）

第二十九条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第三十条　理事会は、次の職務を行う。

一　この法人の業務執行の決定

二　理事の職務の執行の監督

三　理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第三十一条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）
第三十二条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決　議）
第三十三条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第三十四条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第三十五条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを必要としない。
2　前項の規定は、第二十一条第３項の規定による報告には適用しない。

（議事録）
第三十六条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第八章　資産及び会計

（事業年度）
第三十七条　この法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第三十八条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第三十九条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
一　事業報告

二　事業報告の附属明細書
三　貸借対照表
四　損益計算書（正味財産増減計算書）
五　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
六　財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款と会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一　監査報告
二　理事及び監事の名簿
三　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
四　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第四十条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第三項第四号の書類に記載するものとする。

（会計原則等）

第四十一条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3　特定費用準備資金、運営資金積立資産及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱い規程による。

（寄付金）

第四十二条　この法人が公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額を第四条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程による。

第九章　事務局

（職　員）

第四十三条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3　事務局長等の重要な職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

4　前項以外の職員は、理事長が任免する。

5　職員は、有給とする。

6　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）
第四十四条　事務局には、法令に定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第十章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第四十五条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）
第四十六条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第四十七条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第四十八条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第十一章　公告の方法

（公告の方法）
第四十九条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。
2　貸借対照表については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 128 条第 3 項に規定する措置により開示する。

第十二章　補　　則

（委　任）
第五十条　この定款施行についての細則は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六条第一項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六条第一項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第三十七条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	伊佐　裕	磯貝保博	稲津利比古	今林賢郁	大岡　弘	奥冨修一
	上村和男	小柳志乃夫	澤部壽孫	藤新成信	山内健生	山口秀範
監事	飯島隆史	公文敏雄				

4 この法人の最初の代表理事は上村和男とする。

付記

1　設立登記日　平成 25 年4.月 1 日
2　定款改定　　平成 25 年 6 月 15 日定時総会にて内閣府公益認定等委員会指摘事項の改定
3　定款改定　　平成 29 年 2 月 24 日臨時総会にて第二十一条 3 項業務執行報告回数の改定